

地域医療支援病院について

地域医療支援病院について

1. 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

2. 役 割

○紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）

○医療機器の共同利用の実施 ○救急医療の提供 ○地域の医療従事者に対する研修の実施

3. 承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人等（詳細は別添2参照）
- 紹介患者中心の医療を提供していること
 - ① 紹介率80%を上回っていること（紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。）
 - ② 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること
 - ③ 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する教育を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

4. 承認を受けている病院（平成19年3月30日現在）

合計 153病院 （別添1参照）

5. 平成16年に行った承認要件の見直しの概要

（1）開設主体の追加

平成16年5月18日付 厚生労働省告示第226号において、新たに以下の開設主体を追加。

- ① 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 ② 独立行政法人 労働者健康福祉機構
- ③ 次の2要件を満たす病院であって、かつ、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者
 - ・ エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であること
 - ・ 保険医療機関であること

（2）紹介率の見直し（詳細は別添2参照）

従来の要件に加え、新たに逆紹介率の概念も含めた①紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること②紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えることという2要件を追加した。

（3）その他

- ・ 紹介率の算定式中にある「紹介患者の数」及び「救急患者の数」について、全て初診患者のみを対象とすることを明確化したこと。
- ・ 紹介率又は逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合の対応について規定したこと。等

6. 地域医療支援病院制度創設時の医療審議会の答申

- 医療審議会の答申（平成8年4月25日）によれば、地域医療支援病院が果たすべき機能としては、以下のものが想定されていたところ。（☆：現在の地域医療支援病院の承認要件となっているもの ☆：現在の地域医療支援病院の承認要件とされていないもの）

☆紹介患者の積極的な受け入れ

☆救急医療の実施

★在宅医療の支援

☆施設・設備の開放等

☆地域の医療関係者に対する研修

★医療機関に対する情報提供 等

〈参考〉「今後の医療体制の在り方について（意見具申）」（平成8年4月25日 医療審議会）（関係部分抜粋）

II. 医療施設機能の体系化

1. 患者のニーズに応じた医療機関の在り方

（6）地域医療の充実・支援を行う医療機関の在り方

○地域の診療所や中小病院は、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリケアを担っているところであるが、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関の位置付けを検討することが必要である。このような医療機関としては、一定規模の病床を有し、救急医療の実施や在宅医療の支援、施設・設備の開放等を行うとともに、地域の医師等医療従事者に対する研修、医療機関に対する情報提供等の機能を持つことが適当である。また、がん等の単一の機能を有する病院であっても、地域の医療機関と連携して、必要な医療の確保に寄与する場合には、地域の医療を支援する医療機関として位置付けていくことが適当であろう。なお、これらの医療機関は、紹介患者を積極的に受け入れていくことが期待される。

(別添1)

地域医療支援病院一覧

(平成19年3月30日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
1	北海道	函館市医師会病院	240	平成11年3月18日	南渡島医療圏
2	北海道	釧路市医師会病院	126	平成11年8月5日	釧路医療圏
3	北海道	旭川赤十字病院	765	平成16年5月17日	上川中部医療圏
4	北海道	総合病院北見赤十字病院	695	平成17年4月28日	北網療圏
5	北海道	札幌社会保険総合病院	276	平成18年10月3日	札幌医療圏
6	青森県	八戸市立市民病院	609	平成14年11月29日	八戸医療圏
7	青森県	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	474	平成16年9月22日	八戸医療圏
8	宮城県	財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	330	平成10年9月1日	仙台医療圏
9	宮城県	仙台厚生病院	383	平成14年11月14日	仙台医療圏
10	宮城県	みやぎ県南中核病院	300	平成16年11月19日	仙南医療圏
11	宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	698	平成17年11月25日	仙台医療圏
12	宮城県	宮城県立こども病院	160	平成18年11月15日	仙台医療圏
13	宮城県	東北厚生年金病院	500	平成18年11月15日	仙台医療圏
14	秋田県	秋田県成人病医療センター	127	平成12年2月23日	秋田周辺医療圏
15	秋田県	能代山本医師会病院	200	平成12年2月23日	能代・山本医療圏
16	山形県	山形市立病院済生館	585	平成15年11月25日	村山医療圏
17	福島県	財団法人竹田総合病院	1,097	平成14年2月22日	会津医療圏
18	福島県	労働者健康福祉機構福島労災病院	428	平成15年5月18日	いわき医療圏
19	福島県	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	430	平成18年3月1日	県中医療圏
20	福島県	財団法人星総合病院	480	平成19年3月30日	県中医療圏
21	茨城県	筑波メディカルセンター病院	409	平成11年3月25日	つくば医療圏
22	茨城県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	500	平成18年8月11日	水戸医療圏
23	茨城県	取手北相馬保健医療センター医師会病院	215	平成18年8月11日	取手・龍ヶ崎医療圏
24	栃木県	佐野医師会病院	153	平成12年3月24日	両毛医療圏
25	栃木県	大田原赤十字病院	556	平成18年12月14日	県北医療圏
26	群馬県	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	255	平成11年6月1日	伊勢崎佐波医療圏
27	群馬県	前橋赤十字病院	592	平成13年12月27日	前橋医療圏
28	群馬県	独立行政法人国立病院機構高崎病院	451	平成17年2月28日	高崎・安中医療圏
29	群馬県	医療法人社団日高会日高病院	185	平成17年4月1日	高崎・安中医療圏
30	群馬県	公立藤岡総合病院	395	平成18年4月1日	藤岡医療圏
31	埼玉県	大宮医師会市民病院	240	平成10年10月1日	中央医療圏
32	埼玉県	埼玉県立小児医療センター	300	平成10年10月1日	東部医療圏
33	埼玉県	社団法人東松山医師会病院	269	平成14年2月18日	比企医療圏
34	埼玉県	北里研究所メディカルセンター病院	440	平成15年7月29日	中央医療圏
35	埼玉県	医療法人財団石心会狭山病院	349	平成16年7月28日	西部第一医療圏
36	埼玉県	医療法人社幸会行田総合病院	278	平成16年11月5日	利根医療圏
37	千葉県	安房医師会病院	149	平成13年4月1日	安房医療圏
38	千葉県	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	862	平成16年12月20日	安房医療圏
39	千葉県	千葉県こども病院	203	平成16年12月24日	千葉医療圏
40	千葉県	成田赤十字病院	719	平成18年8月30日	印旛山武医療圏

地域医療支援病院一覧

(平成19年3月30日現在)

都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
41	東京都 (財) 東京都保健医療公社多摩南部地域病院	318	平成10年9月4日	南多摩医療圏
42	東京都 (財) 東京都保健医療公社東部地域病院	313	平成10年9月4日	区東北部医療圏
43	東京都 医療法人財団河北総合病院	315	平成18年5月9日	区西部医療圏
44	東京都 日本赤十字社東京都支部武蔵野赤十字病院	611	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
45	東京都 財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	320	平成18年5月9日	北多摩南部医療圏
46	東京都 財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	340	平成18年5月9日	北多摩北部医療圏
47	神奈川県 藤沢市民病院	506	平成12年4月21日	湘南東部医療圏
48	神奈川県 恩賜財団済生会横浜市南部病院	500	平成15年9月29日	横浜南部医療圏
49	神奈川県 国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	489	平成15年10月6日	湘南西部医療圏
50	神奈川県 神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	500	平成15年10月24日	県北医療圏
51	神奈川県 国家公務員共済組合連合会総合病院横須賀共済病院	812	平成16年3月31日	横須賀・三浦医療圏
52	神奈川県 神奈川県立こども医療センター	422	平成16年11月8日	横浜南部医療圏
53	神奈川県 財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	410	平成16年11月8日	横浜西部医療圏
54	神奈川県 横須賀市立市民病院	482	平成18年9月21日	横須賀・三浦医療圏
55	神奈川県 横浜州市立市民病院	626	平成18年9月22日	横浜西部医療圏
56	神奈川県 独立行政法人労働者健康福祉機構関東労災病院	610	平成18年9月27日	川崎南部医療圏
57	新潟県 済生会新潟第二病院	500	平成14年8月27日	新潟医療圏
58	新潟県 新潟市民病院	724	平成16年2月17日	新潟医療圏
59	福井県 福井県済生会病院	466	平成16年3月29日	福井・坂井医療圏
60	長野県 特定医療法人慈泉会相澤病院	471	平成13年8月2日	松本医療圏
61	長野県 独立行政法人国立病院機構長野病院	420	平成14年11月14日	上小医療圏
62	長野県 諏訪赤十字病院	475	平成14年11月14日	諏訪医療圏
63	長野県 長野赤十字病院	774	平成15年8月5日	長野医療圏
64	長野県 飯田市立病院	407	平成16年7月30日	飯伊医療圏
65	岐阜県 岐阜市民病院	609	平成19年2月9日	岐阜医療圏
66	静岡県 静岡県立こども病院	200	平成13年2月23日	静岡医療圏
67	静岡県 県西部浜松医療センター	606	平成13年2月23日	西部医療圏
68	静岡県 社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院	744	平成16年6月29日	西部医療圏
69	静岡県 社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	764	平成16年6月29日	西部医療圏
70	愛知県 名古屋第二赤十字病院	805	平成17年9月30日	名古屋医療圏
71	愛知県 名古屋第一赤十字病院	857	平成18年9月29日	名古屋医療圏
72	愛知県 名古屋共立病院	156	平成18年9月29日	名古屋医療圏
73	愛知県 社会保険中京病院	683	平成18年9月29日	名古屋医療圏
74	三重県 厚生連鈴鹿中央総合病院	460	平成16年3月8日	北勢保健医療圏
75	三重県 厚生連松坂中央総合病院	440	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
76	三重県 山田赤十字病院	655	平成16年3月8日	南勢志摩医療圏
77	滋賀県 大津赤十字病院	829	平成15年6月26日	大津医療圏
78	滋賀県 大津市民病院	562	平成15年6月26日	大津医療圏
79	京都府 京都第二赤十字病院	680	平成18年4月1日	京都・乙訓医療圏
80	京都府 京都第一赤十字病院	745	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏

地域医療支援病院一覧

(平成19年3月30日現在)

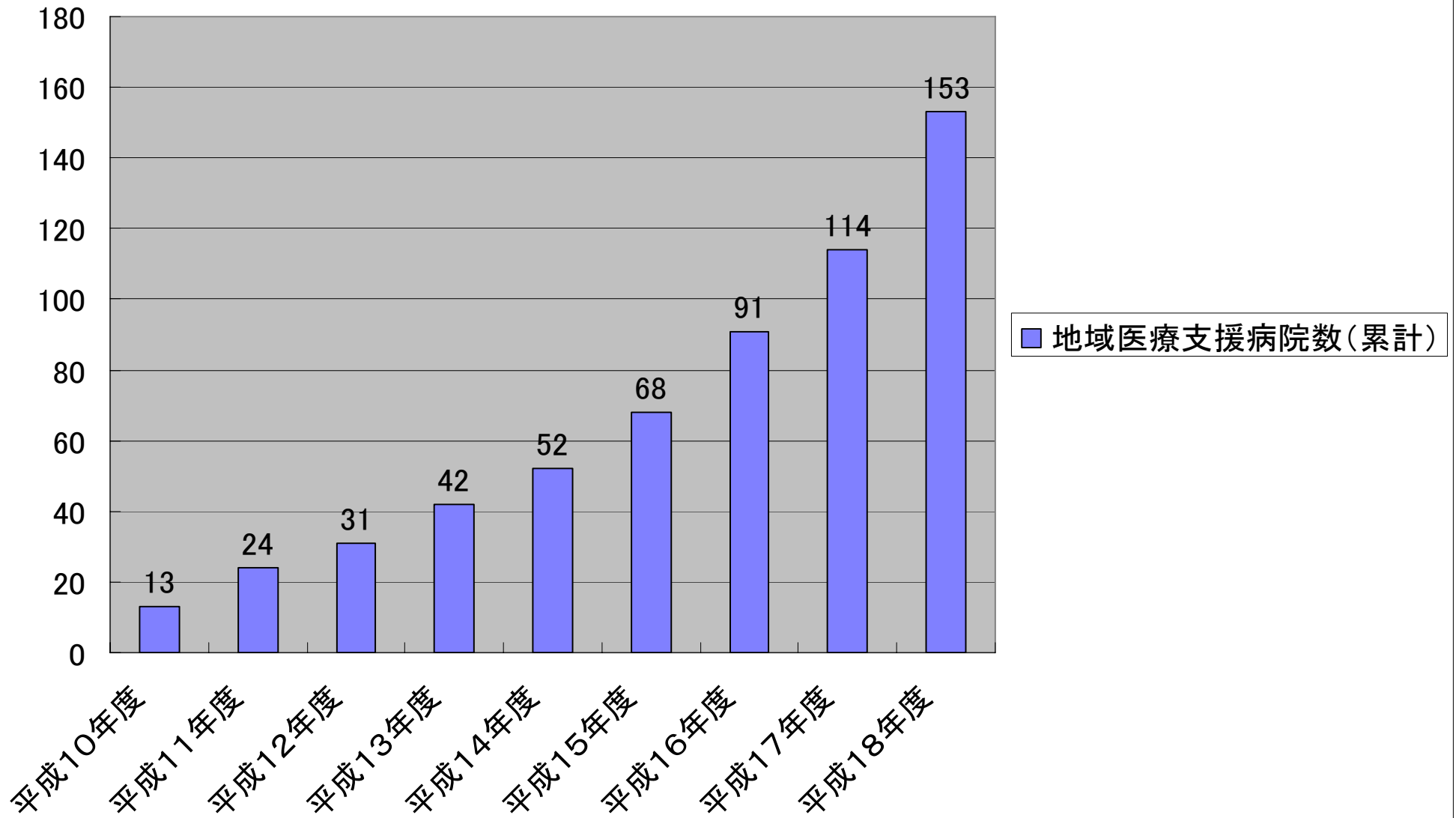
	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
81	京都府	武田病院	300	平成18年12月27日	京都・乙訓医療圏
82	京都府	京都府立与謝の海病院	295	平成18年12月27日	丹後医療圏
83	大阪府	医)橋会東住吉森本病院	329	平成15年2月28日	大阪市医療圏
84	大阪府	医)ペガサス馬場記念病院	542	平成15年2月28日	堺市医療圏
85	大阪府	医)生長会ベルランド総合病院	522	平成16年9月17日	堺市医療圏
86	大阪府	医)愛仁会高槻病院	477	平成17年12月28日	三島医療圏
87	大阪府	宗)在日本南ブレス・ティアンミツシヨウ淀川キリスト教病院	487	平成17年12月28日	大阪市医療圏
88	大阪府	医療法人若弘会若草第一病院	230	平成18年12月28日	中河内医療圏
89	兵庫県	兵庫県立淡路病院	452	平成13年10月22日	淡路医療圏
90	兵庫県	神戸赤十字病院	310	平成19年3月17日	神戸医療圏
91	和歌山県	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	361	平成16年5月24日	和歌山医療圏
92	和歌山県	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	410	平成18年6月12日	御坊医療圏
93	和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター	865	平成18年12月13日	和歌山医療圏
94	島根県	益田地域医療センター医師会病院	343	平成10年10月30日	益田医療圏
95	島根県	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	354	平成17年12月22日	浜田医療圏
96	島根県	松江赤十字病院	730	平成19年2月6日	松江医療圏
97	岡山県	岡山中央病院	162	平成13年3月30日	県南東部医療圏
98	岡山県	赤磐医師会病院	196	平成16年7月1日	県南東部医療圏
99	広島県	呉市医師会病院	207	平成11年11月17日	呉医療圏
100	広島県	三原市医師会病院	200	平成11年11月17日	尾三医療圏
101	広島県	厚生連廣島総合病院	570	平成16年8月12日	広島西医療圏
102	広島県	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	410	平成18年8月31日	福山・府中医療圏
103	山口県	岩国市医療センター医師会病院	201	平成10年12月21日	岩国医療圏
104	山口県	徳山医師会病院	391	平成13年12月3日	周南医療圏
105	徳島県	徳島赤十字病院	470	平成13年10月1日	南部I医療圏
106	徳島県	阿南医師会中央病院	300	平成13年10月1日	南部I医療圏
107	徳島県	徳島県立中央病院	540	平成18年3月6日	東部I医療圏
108	香川県	医療法人財団大樹会総合病院回生病院	468	平成18年7月25日	中讃保健医療圏
109	愛媛県	喜多医師会病院	235	平成11年8月11日	八幡浜・大洲医療圏
110	愛媛県	松山赤十字病院	745	平成17年5月23日	松山医療圏
111	高知県	医療法人近森会 近森病院	338	平成15年2月25日	中央医療圏
112	高知県	高知赤十字病院	482	平成17年8月16日	中央医療圏
113	福岡県	宗像医師会病院	164	平成12年3月31日	宗像医療圏
114	福岡県	甘木朝倉医師会病院	240	平成12年3月31日	甘木朝倉医療圏
115	福岡県	糸島医師会病院	150	平成15年3月13日	福岡・糸島医療圏
116	福岡県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	700	平成16年2月27日	福岡・糸島医療圏
117	福岡県	社会保険小倉記念病院	658	平成17年4月1日	北九州療内
118	福岡県	新日鐵八幡記念病院	453	平成17年4月1日	北九州療内
119	福岡県	戸畑共立病院	160	平成17年4月1日	北九州療内
120	福岡県	飯塚病院	1116	平成17年4月1日	飯塚療内
121	福岡県	公立学校共済組合九州中央病院	330	平成18年4月1日	福岡・糸島医療圏

地域医療支援病院一覧

(平成19年3月30日現在)

	都道府県名	医療機関名	病床数(床)	承認年月日	二次医療圏名
122	佐賀県	佐賀県立病院好生館	541	平成16年11月1日	中部医療圏
123	佐賀県	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	424	平成18年10月31日	南部保健医療圏
124	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	650	平成15年3月25日	県央医療圏
125	長崎県	長崎県立島原病院	330	平成16年4月22日	県南医療圏
126	長崎県	独立行政法人国立病院機構長崎神経医療センター	254	平成16年6月28日	県央医療圏
127	長崎県	長崎市立市民病院	414	平成17年10月1日	長崎医療圏
128	熊本県	天草地域医療センター	200	平成11年3月29日	天草医療圏
129	熊本県	熊本地域医療センター	227	平成12年7月28日	熊本医療圏
130	熊本県	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	550	平成14年3月28日	熊本医療圏
131	熊本県	健康保険人吉総合病院	274	平成17年10月12日	球磨医療圏
132	熊本県	社会福祉法人恩賜財団済生会熊本病院	400	平成18年12月27日	熊本医療圏
133	大分県	大分市医師会立アルメイダ病院	385	平成10年12月25日	大分医療圏
134	大分県	臼杵市医師会立コスモス病院	202	平成12年7月1日	臼津医療圏
135	大分県	医療法人敬和会大分岡病院	231	平成18年10月5日	大分保健医療圏
136	大分県	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	550	平成18年10月5日	別杵遠見保健医療圏
137	宮崎県	宮崎市郡医師会病院	248	平成10年12月1日	宮崎東諸県医療圏
138	宮崎県	都城市郡医師会病院	166	平成13年1月10日	都城北諸県医療圏
139	宮崎県	県立延岡病院	460	平成18年11月28日	北部医療圏
140	宮崎県	宮崎社会保険病院	269	平成18年11月28日	宮崎東諸県医療圏
141	鹿児島県	鹿児島市医師会病院	255	平成10年10月27日	鹿児島医療圏
142	鹿児島県	川内市医師会立市民病院	220	平成12年1月31日	川薩医療圏
143	鹿児島県	出水郡医師会立阿久根市民病院	261	平成17年8月25日	出水医療圏
144	鹿児島県	霧島市医師会医療センター	254	平成18年2月28日	始良医療圏
145	鹿児島県	肝属郡医師会立病院	213	平成17年8月25日	肝属医療圏
146	鹿児島県	曾於郡医師会立病院	203	平成16年9月22日	曾於医療圏
147	鹿児島県	南風病院	338	平成17年8月25日	鹿児島医療圏
148	鹿児島県	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター	370	平成18年2月28日	鹿児島医療圏
149	鹿児島県	県民健康プラザ鹿屋医療センター	186	平成18年9月12日	肝属医療圏
150	沖縄県	医療法人仁愛会浦添総合病院	302	平成13年6月26日	南部医療圏
151	沖縄県	医療法人敬愛会中頭病院	326	平成16年11月18日	中部医療圏
152	沖縄県	沖縄県立中部病院	550	平成17年2月14日	中部医療圏
153	沖縄県	(社)北部地区医師会病院	236	平成17年8月30日	北部医療圏

地域医療支援病院数



各二次医療圏における地域医療支援病院の数 ※()は各都道府県における地域医療支援病院の数

医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数				
北海道 (5)※	南渡島	1	宮城県 (6)	仙南	1	東京都 (6)	区南部		愛知県 (4)	尾張東部		兵庫県 (2)	東播磨				
	南檜山			岩沼			常陸太田・ひたちなか			区西南部			能登中部		北播磨		
	北渡島檜山			仙台	5		栃木県 (2)	県北		1	福井県 (1)		能登北部		中播磨		
	札幌	1		塩釜			東京都 (6)	県西			山梨県 (0)		福井・坂井	1	西播磨		
	後志			黒川			東京都 (6)	県東・央			嶺南			奥越		但馬	
	南空知			大崎			東京都 (6)	県南			中北			丹南		丹波	
	中空知		栗原		群馬県 (5)	両毛	1	峡東		嶺南		淡路	1				
	北空知		登米		群馬県 (5)	前橋	1	峡南		富士・東部		奈良					
	西胆振		石巻		群馬県 (5)	高崎・安中	2	富士・東部		佐久		東和					
	東胆振		気仙沼		群馬県 (5)	渋川		長野県 (5)	上小	1	南勢志摩	2	西和				
	日高		大館・鹿角		群馬県 (5)	藤岡	1	諏訪	1	東紀州		中和					
	上川中部	1	鷹巣・阿仁		群馬県 (5)	富岡		上伊那		大津	2	南和					
	上川北部		能代・山本	1	群馬県 (5)	吾妻		飯伊	1	滋賀県 (2)	湖南		和歌山	2			
	富良野		秋田周辺	1	群馬県 (5)	沼田		木曾		甲賀		那賀					
	留萌		本荘・由利		群馬県 (5)	伊勢崎	1	松本	1	東近江		橋本					
	宗谷		大曲・仙北		群馬県 (5)	桐生		大北		湖東		有田					
	北網	1	横手・平鹿		群馬県 (5)	太田・館林		長野	1	湖北		御坊	1				
	遠紋		湯沢・雄勝		群馬県 (5)	東部	1	北信		湖西		田辺					
	十勝		村山	1	埼玉県 (6)	中央	2	岐阜県 (1)	岐阜	1	鳥取県 (0)	新宮					
	釧路	1	最上		埼玉県 (6)	西部第一	1	京都府 (4)	西濃		丹後	1	東部				
根室		置賜		埼玉県 (6)	西部第二		京都府 (4)	中濃		中丹		中部					
青森県 (2)	津軽地域		庄内		埼玉県 (6)	比企	1	京都府 (4)	東濃		南丹		西部				
	八戸地域	2	県北		埼玉県 (6)	秩父		京都府 (4)	中濃		京都・乙訓	3	松江	1			
	青森地域		県中	2	埼玉県 (6)	児玉		京都府 (4)	東濃		山城北		雲南				
	西北五地域		県南		埼玉県 (6)	大里		京都府 (4)	飛騨		山城南		出雲				
	上十三地域		会津	1	埼玉県 (6)	利根	1	京都府 (4)	賀茂		豊能		大田				
岩手県 (0)	下北地域		南会津		埼玉県 (6)	千葉	1	大阪府 (6)	熱海伊東		三島	1	浜田	1			
	盛岡		相双		千葉県 (4)	東葛南部		大阪府 (6)	駿東田方		北河内		益田	1			
	岩手中部		いわき	1	千葉県 (4)	東葛北部		大阪府 (6)	富士		中河内	1	隠岐				
	胆江		水戸	1	千葉県 (4)	印旛山武	1	大阪府 (6)	静岡	1	南河内		岡山県 (2)	県南東部	2		
	両磐		日立		千葉県 (4)	香取海匝		大阪府 (6)	志太榛原		堺市	2	岡山県 (2)	県南西部			
	気仙		鹿行		千葉県 (4)	夷隅長生		大阪府 (6)	中東遠		泉州		岡山県 (2)	高梁・新見			
	釜石		土浦		千葉県 (4)	安房	2	大阪府 (6)	西部	3	大阪市	2	岡山県 (2)	真庭			
	宮古		つくば	1	千葉県 (4)	君津		愛知県 (4)	名古屋	4	神戸	1	岡山県 (2)	津山・英田			
	久慈		取手・竜ヶ崎	1	千葉県 (4)	市原		愛知県 (4)	海部		阪神南		広島県	広島			
	二戸		筑西・下妻		千葉県 (4)	区中央部		愛知県 (4)	尾張中部		阪神北		広島県	広島西	1		

各二次医療圏における地域医療支援病院の数 ※()は各都道府県における地域医療支援病院の数

医療圏名	数	医療圏名	数	医療圏名	数			
広島県 (4)	呉	1	福岡県 (9)	宗像	1	大分県 (4)	東国東	
	広島中央			筑紫			別杵速見	1
	尾三	1		甘木・朝倉	1		大分	2
	福山・府中	1		久留米			臼津	1
	備北			八女・筑後		佐伯		
山口県 (2)	岩国	1		有明		大野		
	柳井			飯塚	1	竹田直入		
	周南	1		直方・鞍手		日田玖珠		
	山口・防府			田川		中津下毛		
	宇部・小野田		北九州	3	宇佐高田			
	下関		京築		宮崎県 (4)	宮崎東諸県	2	
長門		佐賀県 (2)	中部	1		都城北諸県	1	
萩			東部			宮崎県北部	1	
徳島県 (3)	東部Ⅰ	1	北部			日南串間		
	東部Ⅱ		西部		西諸			
	南部Ⅰ	2	南部	1	西都児湯			
	南部Ⅱ		長崎県 (4)	長崎	1	日向入郷		
	西部Ⅰ			佐世保		鹿児島県 (9)	鹿児島	3
西部Ⅱ		県央		2	指宿			
香川県 (1)	大川			県南	1		南薩	
	小豆			県北			日置	
	高松		五島		川薩		1	
	中讃	1	上五島		出水		1	
	三豊		壱岐		伊佐			
愛媛県 (2)	宇摩		対馬		始良		1	
	新居浜・西条		熊本県 (5)	熊本	3		曾於	1
	今治			宇城		肝属	2	
	松山	1		有明		熊毛		
	八幡浜・大洲	1		鹿本		奄美		
宇和島		菊池			沖縄県 (4)	北部	1	
高知県 (2)	安芸		阿蘇			中部	2	
	中央	2	上益城			南部	1	
	高幡		八代			宮古		
	幡多		芦北		八重山			
福岡県	福岡・糸島	3	球磨	1				
	粕屋		天草	1				

○表は、平成19年3月30日現在のものである。

○二次医療圏は全国に358圏存在する。

○そのうち、110圏に地域医療支援病院が設置されている。

○地域医療支援病院の数は、153病院である。

地域医療支援病院に係る紹介率の見直しについて

1 従来の基準

医療法第4条第1項第1号に規定する「他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることを意味するものであり、具体的には、

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数} + \text{救急患者の数}}{\text{初診患者の数 (注1)}} \times 100$$

により算定した数が80%を上回っていること(注2)を求める趣旨であることとされている(平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知)

(注1)「初診患者の数」 = 初診患者の総数 - 休日又は夜間に受診した救急患者の数(緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数を除く)

(注2) 紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。

2 平成16年7月22日付医政局長通知による承認要件緩和後

1のほか、次の2要件のうちいずれかを満たしている場合にも、紹介外来制を原則としていることとする。

- 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること。
- 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること。

※ 逆紹介率について

$$\text{逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100 \quad \text{により算定する。}$$

逆紹介患者は診療情報提供料を算定した患者とし、逆紹介患者の数は前年度の逆紹介患者の全数とする。

医療提供体制に関する意見（抄）

平成17年12月8日
社会保障審議会医療部会

4. 医療機能の分化連携の推進

4-4 医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し

（1）地域医療支援病院

- 地域医療支援病院の管理者の義務として、「地域において在宅医療等を提供する他の医療機関等を支援」する機能を発揮すべきことを医療法に規定する。
- 地域医療支援病院の開設者から毎年提出される業務報告について、都道府県知事が公表する仕組みを新設する。
地域医療支援病院の承認後に承認要件を満たさなくなった場合等において、改善を指導してもなお要件を満たさない場合には法に従い承認の取消しを行う等、各都道府県において、制度の趣旨に沿った運用が行われるよう促す。
- 医療連携体制の構築との関係や地域医療支援病院に本来求められる機能や承認要件のあり方等、地域医療支援病院制度全般にわたる検討課題について、医療施設体系のあり方に関する検討会を開催して検討を進める。

平成18年医療制度改革における地域医療支援病院に係る改正内容

1 医療法改正関係

＜地域医療支援病院の管理者の義務の見直し＞

- 制度創設時に地域医療支援病院の機能の一つとして想定していた「在宅医療の支援」という機能を具体化し、地域において在宅医療を推進していく観点から、地域医療支援病院の管理者の義務として、新たに「医療提供施設、訪問看護事業者等の在宅医療の提供者間の連携の緊密化のための支援、患者又は地域の医療提供施設に対する在宅医療の提供者に関する情報提供等、在宅医療の提供の推進に関し必要な支援を行う」ことを位置付けた。
〔平成19年4月1日より施行〕

＜都道府県知事による業務報告の公表の制度化＞

- 地域医療支援病院の承認要件が適切に遵守されているか否かについて住民からのチェック機能が適切に働くような仕組みとする観点から、地域医療支援病院から毎年10月に提出される業務報告について、都道府県知事が公表を行う仕組みを設けた。〔平成19年4月1日より施行〕

2 平成18年度診療報酬改定関係

- 紹介率を要件とする入院基本料等加算の廃止に伴い、「地域医療支援病院入院診療加算2」の廃止を行った。
- 紹介患者に対する医療提供、24時間救急医療の提供等、地域医療支援病院の機能を評価する「地域医療支援病院入院診療加算1」の引き上げ（490点→1000点）を行った。

医療計画における地域医療支援病院について

○改正医療法(抜粋)

第5章 医療提供体制の確保

第2節 医療計画

第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の实情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

九 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

○医療計画について(平成10年6月1日厚生省健康政策局長通知)

【別紙:医療計画作成指針】(現行)

第二 医療計画作成に当たっての一般的留意事項

2 記載事項

(1)法第30条の3第2項に基づく次の事項については、医療計画に必ず記載しなければならない。

(ウ)地域医療支援病院の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

5 医療提供体制の整備

(2)医療提供施設の整備の目標

(ア)地域医療支援病院の整備の目標

地域医療支援病院は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医(歯科医)等を支援する能力を備える病院である。

全ての二次医療圏において、かかりつけ医(歯科医)等への支援を通じた地域医療の体系化と地域医療支援病院の整備目標について、次の機能及び地域の实情を考慮し検討を行う。

① かかりつけ医(歯科医)等からの紹介等、病診連携体制

② 共同利用の状況

③ 救急医療体制

④ 医療従事者に対する生涯教育等、その資質向上を図るための研修体制

その結果を踏まえ、必要に応じて当該医療圏における地域医療支援病院の整備目標を設定する。

なお、地域医療支援病院を整備しない二次医療圏にあつては、医療機関相互の機能分担及び業務関係等の充実を図ることが重要である。

医療法の一部を改正する法律の施行について（抄）

（平成10年5月19日健政発第639号）
（各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知）

第2 地域医療支援病院に関する事項

3 承認に当たっての留意事項

(1) 紹介患者に対する医療提供（新法第4条第1項第1号関係）

- ⑥ 地域医療支援病院紹介率又は地域医療支援病院逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合は、地域における医療の確保のために必要な支援を行うという地域医療支援病院の趣旨に反することから、新法第16条の2第7号及び新省令第9条の19第1項の規定に基づき当該地域医療支援病院内に設置される委員会において対応策を審議させること。この場合において、対応策の進捗状況等によっては、必要に応じ、都道府県医療審議会で審議することとされたいこと。

(参考法令)

医療法（抄）

（昭和23年7月法律第205号）

第4条 国、都道府県、市町村、第42条の2第1項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

- 1 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
 - 2 救急医療を提供する能力を有すること。
 - 3 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
 - 4 厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 5 第21条第1項第2号から第8号まで及び第10号から第12号まで並びに第22条第1号及び第4号から第9号までに規定する施設を有すること。
 - 6 その施設の構造設備が第21条第1項及び第22条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- ② 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。
- ③ 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならない。

第16条の2 地域医療支援病院の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 1 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。
- 2 救急医療を提供すること。
- 3 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。
- 4 第22条第2号及び第3号に掲げる諸記録を体系的に管理すること。
- 5 当該地域医療支援病院に患者を紹介しようとする医師その他厚生労働省令で定める者から第22条第2号又は第3号に掲げる諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。
- 6 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。
- 7 その他厚生労働省令で定める事項

医療法施行規則(抄)

(昭和23年11月厚生省令第50号)

第9条の19 法第16条の2第7号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該病院に勤務しない学識経験者等をもつて主として構成される委員会を当該病院内に設置すること及び当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保することとする。

- ② 前項の規定により設置される委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。

(参考資料) 委員よりお求めのあった資料

地域医療支援病院における精神科病床の有無、外来の有無及び
地域の精神科救急医療システムへの参画の状況について

※地域医療支援病院数は、平成19年3月30日現在で153病院

○ 精神病床を有する地域医療支援病院 : 23病院

病床数 0～50床	... 14病院
50～100床	... 4病院
100～150床	... 4病院
150床～	... 1病院(284床)

○ 精神科外来を行っている地域医療支援病院 : 71病院

※ 一般向けの精神科外来は行っていないが、当該病院の入院患者を対象とした
精神科外来のみを行っている地域医療支援病院 : 11病院

○ 地域の精神科救急医療システムへ参画している地域医療支援病院 : 17病院